

平成24年度決算における大玉村の健全化判断比率等の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月22日に公布されました。この法律は、「地方公共団体の財政の健全化に関する比率」の公表制度を設け、比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るために計画を策定する制度を定めるとともに、計画の実施の促進を図るために行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

以下に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、大玉村の平成24年度決算における健全化判断比率等を公表いたします。

なお、「健全化判断比率」の4つの財政指標のうちの一つでも早期健全化基準以上になると早期健全化団体となります。早期健全化団体になると、財政健全化計画の策定や公認会計士による外部監査が義務化されることになり、外部監査を受けながら健全化を図ることになります。

また、「健全化判断比率」の4つの財政指標のうち「将来負担比率」を除く3つの財政指標のうちの一つでも財政再生基準以上になると、財政再生団体となります。財政再生団体になると国の管理下で財政の再建を図ることになります。

【健全化判断比率】

【実質赤字比率】 一 (平成23年度: -) ○早期健全化基準 15.00% (黄色信号)

(※実質赤字比率は赤字でないため数値を表示しません。) ●財政再生基準 20.00% (財政破綻)

実質赤字比率とは……歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を、市町村の一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したもの。

市町村の会計は、単年度において収支が均衡することが原則ですが、赤字がやむを得ず発生した場合には、その赤字を翌年度に繰り越し(これを「繰上充用」と言います)、翌年度に解消できない場合は、さらに赤字が累積していくことになります。

こうしたことから、歳入不足のため翌年度に繰り延べた債務や、執行すべき事業を繰り越したものがあれば、単年度の赤字ではなくそれらを含めた赤字額(「実質赤字額」)を標準財政規模と比較して示すことで、その赤字の深刻さを把握しようとするものです。

【連結実質赤字比率】 一 (平成23年度: -) ○早期健全化基準 20.00% (黄色信号)

(※実質赤字比率は赤字でないため数値を表示しません。) ●財政再生基準 40.00% (財政破綻)

連結実質赤字比率とは……市町村のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、市町村を一つの法人とした上で、歳出に対する歳入の資金不足額を、一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したもの。

市町村の会計は、地方税や地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等の会計のほか、公営企業会計などのように料金収入等を主な財源として事業を実施している会計があり、公営企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要があります。

このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、市町村全体として見た収支における資金不足の深刻さを把握しようとするものです。

【実質公債費比率】 9.8% (平成23年度: 10.8%) ○早期健全化基準 25.00% (黄色信号)

●財政再生基準 35.00% (財政破綻)

実質公債費比率とは……義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額を「標準財政規模」を基本とした額で除したものの3か年の平均値です。

こうした削減や先送りのできない経費の率が高まると、他の経費を節減しないと収支が悪化し赤字団体となる可能性が高まる(これを「財政の弾力化が低下」した状態と言います)ことから、比率が一定水準以上になつてないかをチェックすることで、市町村財政の弾力性が失われていないかを見ようとするものです。

【将来負担比率】 41.3% (平成23年度: 27.5%) ○早期健全化基準 350.00% (黄色信号)

●財政再生基準 - (※適用しない)

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字や負債の状況を示すものです。(=「現在の負担」の状況)

一方、将来負担比率は、市町村が発行した地方債残高だけでなく、例えば、土地開発公社や市町村が損失補償を付した第三セクターの債務などを幅広く含めた、決算年度末時点での将来負担額を「標準財政規模」を基本とした額で除したもの。(=「将来の負担」の状況)

この比率が高いと、単年度の標準的な財政規模に比べて、将来の負担が大きいことを意味するため、今後の財政運営に問題が生じるリスクが高まります。

こうしたことから、比率が一定水準以上になつてないかをチェックすることによって、現在の負担だけでなく、将来の負担をも念頭においた財政運営が行われているかを見ようとするものです。

【資金不足比率】

《水道事業会計》 一 (※資金不足でないため数値を表示しません。) (平成22年度: -)

《農業集落排水事業特別会計》 一 (※資金不足でないため数値を表示しません。) (平成22年度: -)

資金不足比率とは……一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、「公営企業の事業規模」で除したものです。

この比率が高くなるほど、当該公営企業の事業規模に比して多額の累積した資金不足が発生していることになり、毎年度の事業運営だけではその解消が困難になってきます。

なお、資金不足額の計算に関しては、例えば水道事業などでは、設備等への投資を行って料金収入は給水が開始する数年先になつてしまふなど、構造的に発生するやむを得ない資金不足(これを「解消可能資金不足額」といいます)もあることから、そうした額を控除することになっています。